

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第3回）検討結果

<p>(1) 市民自治に関する市民の役割について (条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想】 ●市民は、市民自治活動の重要性を認識し、市民自治活動に参加すること及び市民自治活動を行う団体等を支援するよう努力すべきことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (市民自治に関する市民の役割) 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (市民自治に関する市民の役割) 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●補完性の原則に基づき、まず市民自身が市民自治活動の重要性を認識し、その担い手として積極的に市民自治活動に参加することを市民の努力義務として規定しています。 ●市民自治活動への参加に加えて、自らの判断に基づき、市民自治活動を行う団体等を支援することも市民の努力義務として規定するものです。</p> <p>【条例解説案】 ●補完性の原則に基づき、まず市民自身が市民自治活動の重要性を認識し、その担い手として積極的に市民自治活動に参加することを市民の努力義務として規定しています。 ●市民自治活動への参加に加えて、自らの判断に基づき、市民自治活動を行う団体等を支援することも市民の努力義務として規定するものです。</p>
<p>(2) 市民自治に関する自治体の役割 (条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、市民自治活動を尊重すること並びに自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に必要に応じて支援することを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (市民自治に関する自治体の役割) 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p>【条例案】 (市民自治に関する自治体の役割) 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p>

	<p>【条例解説原案】</p> <p>●市の市民自治活動に対する認識を確認する規定です。</p> <p>●市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。まず個人による「自助」、次に地域での「互助・共助」、そして市が「公助」すべきことを示しています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●市の市民自治活動に対する認識を確認する規定です。</p> <p>●市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会自体が豊かになることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保証するものです。</p>
<p>(3) 市民自治協議会等 (条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想案】</p> <p>●一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織に関して、別に定めるところにより、当該組織を設置できること及びその責務並びに当該組織に対する配慮及び支援等の市の関わりを規定する。</p> <p>【条例原案】</p> <p>(市民自治協議会等)</p> <p>市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。</p> <p>2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。</p> <p>4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。</p> <p>5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 前各項に関することは、別に定める。</p> <p>【条例案】</p> <p>(市民自治協議会等)</p> <p>市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。</p> <p>2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。</p> <p>4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。</p> <p>5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p>

	<p>6 前各項に関することは、別に定める。</p> <p>【条例解説原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度の単位を基本に自治会やNPOなどの多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。 ●市民自治協議会は、当該地域の市民のほか、当該地域とかかわりのある市民（事業者、各種団体等を含む）に開かれたものとするとともに、市や関係する組織と連携して協働によって活動することを規定しています。 ●市は、市民自治協議会に対し、助成金の交付や職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができることを規定しています。 ●市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や事業、施策の推進に当たっては、市民自治協議会が策定した地域計画（地域ビジョンなど）との整合に配慮するとともに、市民自治協議会の意見等を尊重しなければならないとする規定です。 ●市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行えるよう配慮することを規定するもので、この場合、サービス提供等に係る経費を支払うなど必要な措置を講じるものとしています。 ●市民自治協議会に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行った上で、別に条例で定めることとしています。 <p>【条例解説案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会やNPOなどの多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。 ●市民自治協議会は、当該地域の市民のほか、当該地域とかかわりのある市民（事業者、各種団体等を含む）に開かれた、透明性のあるものとするとともに、市や関係する組織と連携して協働によって活動することを規定しています。 ●市は、市民自治協議会に対し、助成金の交付や職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができることを規定しています。 ●市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や事業、施策の推進に当たっては、市民自治協議会が策定した地域計画（地域ビジョンなど）との整合に配慮するとともに、市民自治協議会の意見等を尊重しなければならないとする規定です。 ●市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行えるよう配慮することを規定するもので、この場合、サービス提供等に係る経費を支払うなど必要な措置を講じるものとしています。 ●市民自治協議会に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行った上で、別に条例で定めることとしています。
<p>(4) 他自治体住民との連携 (条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるべきことを規定する。 <p>【条例原案】 (他自治体住民との連携)</p> <p>市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p>

【条例案】

(他自治体住民との連携)

市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

【条例解説原案】

まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。

【条例解説案】

まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。